

2 第一表の収入金額等と所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

次の事項を、【事例2】の記載例の書き方(14ページ)を参照して書いてください。

- 提出先、提出日、申告年分(0□に「5」と書き)、空白部分(「確定」と書き)。
- 住所(居所・事業所等を含みます)、マイナンバー(個人番号)、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号(市外局番から書いてください)。
- 申告の種類(土地や建物の譲渡所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます)。

申告書第一表

確定申告書には、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

納税地 K市××町4-23-12

フリガナ サッポロ サブロー

氏名 札幌 三郎

職業 会社員

世帯主の氏名 札幌三郎

世帯主との続柄 本人

収入金額等 所得金額等

収入金額等	所得金額等
給与所得	12000000
雑所得	9900000
所得から差し引かれる金額	9800000
所得	1000000
基礎控除	4800000
所得	3250000

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

給与・賞与 12,000,000 9,900,000 3,000,000 972,500

基礎控除 24

令和5年分 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除 980,000

生命保険料控除 100,000

地震保険料控除 50,000

基礎控除 4,800,000

雑損控除 325,000

寄附金控除 325,000

収入金額等 所得金額等

給与所得

給与所得の金額は、42ページの「3(1)給与所得金額の計算表」で求めることができます。なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけであり、かつ、所得金額調整控除(42ページ)の②に該当しない場合には、「給与所得の源泉徴収票」から以下のように転記できます。

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。
※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

24 基礎控除

この事例では、土地を売却された方の合計所得金額が2,400万円以下となるため、基礎控除は48万円となります(16ページ参照)。

21~22 配偶者(特別)控除

あなた及び配偶者の合計所得金額に応じて控除額が異なります(16ページ参照)。
この事例では、源泉徴収票に配偶者控除額(13万円)の記載がありますが、特例を適用し、給与所得(9,900,000円)から譲渡損失の金額(△15,788,800円)を控除(損益通算)すると、合計所得金額が0円となるため、配偶者控除額は38万円となります。

23 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。
この事例では、控除対象扶養親族の方が特定扶養親族(年齢が19歳以上23歳未満の方)に該当し、その控除額は一人63万円となります(16ページ参照)。

4 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

○ **所得から差し引かれる金額**は、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

5 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)

住所 K市××町4-23-12

氏名 サッポロ サブロー 札幌 三郎

収入金額等 所得金額等

収入金額等	所得金額等
長期譲渡所得	△15,788,800
短期譲渡所得	△5,888,800
所得	△15,788,800

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》

譲渡した資産に関する明細

資産の所在地番	合計	建物	土地・借地権
○市△×町3-6-28-201			
○市△×町3-6-31			
○市△×町2-7-5-504			
譲渡した年月日	R5年4月6日	R5年4月6日	R5年4月6日
譲渡した年月日	R5年6月7日	R5年6月7日	R5年6月7日
譲渡した年月日	H29年8月7日	H29年8月7日	H29年8月7日
譲渡価額	25,000,000円	25,000,000円	円
取得価額	41,200,000円	16,200,000円	25,000,000円
償却費相当額	1,312,200円	1,312,200円	円
差引(2-3)	39,887,800円	14,887,800円	25,000,000円
譲渡に要した費用	901,000円	901,000円	円
居住用財産の譲渡損失の金額(1-4-5)	△15,788,800円	△15,788,800円	円

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

譲渡損失の書き方

譲渡損失の記載に当たっては、次の点にご注意ください。
イ 総合譲渡所得(金地金などの売却)や一時所得のない場合で、第一表の**所得金額等**「①事業(営業等)」欄から「⑥給与」欄までの金額及び「⑩雑(⑦から⑨までの計)」欄の金額の合計が黒字の場合には、そのまま譲渡損失の金額の前に△を付して書いてください。
ロ イ以外の場合には記載手順が異なる場合がありますので、税務署にお尋ねください。

「区分」を書きます。
この事例では、「長期・一般」となります(17,43ページ参照)。

この事例の場合は給与所得の金額(9,900,000円)から「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の③欄(30ページ参照)の金額を差し引き、その差し引き後の金額を書いてください。

「給与所得」 「③欄の金額」
9,900,000円 - 15,788,800円
= △5,888,800円

この事例のように、控除しきれない譲渡損失の金額がある場合には、控除後の金額の前に△を付して書いてください。
なお、このケースの場合は、第一表の**所得金額等**「⑫合計」欄の金額と異なる金額を記載することになります。

「特例適用条文」欄の記載方法は24ページを参照してください。

「区分」を書きます。
この事例では、「長期・一般」となります(17,43ページ参照)。

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

事例4(記載例)

6 「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を作成します。

申告年分を書いてください。

住所、氏名を書いてください。

この事例の場合は、①欄の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がありませんので、①欄の金額をそのまま書いてください。

この事例の場合には次のとおりとなります。
「給与所得」「③欄の金額」
 9,900,000円+△15,788,800円
 =△5,888,800円
 ④欄には、この金額を△を付けずに書いてください。
 ④欄の記載に当たって、総合譲渡所得の黒字の金額又は一時所得の黒字の金額がある場合は、③欄の金額からその黒字の金額を差し引いた金額を基に計算します(③欄の金額より、その黒字の金額が多い場合は0として計算します)。

青色申告をしている方で該当がある場合に書いてください。

白色申告をしている方で該当がある場合に書いてください。

「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》」の⑥の合計欄の金額を△を付けずに書いてください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(令和5年分)【租税特別措置法第41条の5用】

整理番号

住所 フリガナ 氏名

この計算書は、本年中に居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算
 (赤字の金額は、△を付けずに書いてください。)

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》」(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)の⑥の合計欄の金額を書いてください。)	①	15,788,800
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます)。また、①の金額以外に②の場合は、①の金額を書いてください。)	②	15,788,800
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	③	15,788,800
本年分の純損失の金額 (上記③×①、申告書第一表⑫及び申告書第三表⑳・㉑の金額の合計額又は申告書第四表㉒の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	④	5,888,800
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。また、いずれの損失もいときは0と書きます。)	⑥	
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑦	5,888,800
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)	⑧	5,888,800

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします)。
 ※2 「事業所得の金額」とは、申告書第一表の「所得金額等」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
 ※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の③、④の金額の合計額とします。
 (令和4年分以降用)

譲渡した土地等の面積が500㎡を超える場合には、この算式で計算します。

$$\left(\frac{\text{③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額}}{\text{③の金額}} \right) \times \left(1 - \frac{\text{土地等に係る特定損失の金額}}{\text{③の金額}} \right) \times \left(\frac{\text{土地等の面積}}{\text{土地等の面積} - 500 \text{㎡}} \right)$$

この金額が翌年以後に繰り越される譲渡損失の金額となります。

居住用財産を売却して譲渡損失が算出されるケースで新たに自宅を買い換えない場合に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5の2)」(38ページ参照)の適用を受けるために作成する「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》」及び「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の記載方法も基本的には同じですので、この事例の記載例又は国税庁ホームページをご覧ください。

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

作成に当たっては、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の24ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書第一表(右部)

FA2203

税及び別所税の確定申告書

フリガナ サッポロ 札幌 三郎

氏名 札幌 三郎

会社員 本人

課税される所得金額(⑫-⑬)又は第三表上の欄に対する税額又は第三表の税	⑩	000
配当控除	⑪	0
政党等寄附金等特別控除	⑫	00
住宅耐震改修特別控除等	⑬	0
災害減免額	⑭	0
再差引所得税額(基準所得税額)	⑮	0
復興特別所得税額	⑯	0
所得税及び復興特別所得税の税額	⑰	0
外国税額控除等	⑱	0
源泉徴収税額	⑲	972500
申告納税額	⑳	△972500
第3期分(第1期分・第2期分)の納める税金	㉑	00
第3期分の税額	㉒	972500
修正前の第3期分の税額(連年の場合)	㉓	00
修正後の第3期分の税額(連年の場合)	㉔	00
公的年金等以外の合計所得金額	㉕	
配偶者の合計所得金額	㉖	
専従者給与(控除)の合計額	㉗	
青色申告特別控除額	㉘	
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	㉙	
未納付の源泉徴収税額	㉚	
本年分差し引く繰越損失額	㉛	
平均課税対象金額	㉜	
変動・臨時所得金額	㉝	
申告納税額まで納付する金額	㉞	000
延納届出額	㉟	000
還付される税金の受取場所	㊱	
還付される税金の受取場所	㊲	
還付される税金の受取場所	㊳	
還付される税金の受取場所	㊴	
還付される税金の受取場所	㊵	
還付される税金の受取場所	㊶	
還付される税金の受取場所	㊷	
還付される税金の受取場所	㊸	
還付される税金の受取場所	㊹	
還付される税金の受取場所	㊺	
還付される税金の受取場所	㊻	
還付される税金の受取場所	㊼	
還付される税金の受取場所	㊽	
還付される税金の受取場所	㊾	
還付される税金の受取場所	㊿	

④1 差引所得税額
⑩欄に転記した税額から⑪欄、⑫欄、⑬欄、⑭～⑰欄、⑱～⑳欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④3 再差引所得税額(基準所得税額)
④1欄の金額から「④2災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④4 復興特別所得税額、④5 所得税及び復興特別所得税の額
④3欄の金額に2.1%を乗じた金額(1円未満の端数を切り捨てた金額)を④4欄に書いてください。また、④3欄の金額と④4欄の金額の合計額を④5欄に書いてください。

④8 源泉徴収税額
第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④8源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(15ページ参照)。

④9 申告納税額
④5欄の金額から「④6～④7外国税額控除等」、「④8源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。
 黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。
 赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。

還付される税金の受取場所
還付申告の方は、第一表の「還付される税金の受取場所」を、次の記載例に沿って書いてください。なお、還付金の受取りには預貯金口座(申告者ご本人名義の口座に限り)への振込みをご利用ください。

銀行等の預金口座へ振込みを希望する場合

郵便局	※記入不要	銀行	※記入不要	本店・支店	※記入不要
口座番号	1234567	口座番号	1234567	口座番号	1234567
記号部分(5桁)	12345	記号部分(5桁)	12345	記号部分(5桁)	12345
番号部分(2～8桁)	67890	番号部分(2～8桁)	67890	番号部分(2～8桁)	67890

⑤6 配偶者の合計所得金額
「配偶者特別控除」の適用を受ける場合に、配偶者の合計所得金額を書いてください。
 なお、この事例の場合には「配偶者控除」の適用を受けており、「配偶者特別控除」の適用を受けていませんので、この欄は空欄にします。

「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法41条の5)」を受けるために必要な書類については、44ページを参照してください。

口座番号(7桁以内)
 (注1) 該当する預金種類(総合口座の場合には「普通」)に「○」印を付けてください。
 (注2) 口座番号欄には、口座番号のみを左詰めで書いてください。
 ゆうちょ銀行の貯金口座へ振込みを希望する場合
 (注1) 貯金総合通帳の記号番号のみを左詰めで書いてください。
 (注2) 他の金融機関との振込用の「店名(店番)」「口座番号」は書かないでください。
 (注3) 記号部分と番号部分の間に1桁の数字(通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番)がある場合には、その数字の記入は不要です。
 ※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りをご希望の場合には、受取りを希望する郵便局名等を書いてください。
 ※ 公金受取口座の登録・利用をご希望の方は、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の30ページをご覧ください。